

別表第1号

危険品

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができる)
1	火薬類	<p>(1) 火薬</p> <p>イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬</p> <p>ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬</p> <p>ハ 過塩素酸塩を主とする火薬</p> <p>(2) 爆薬</p> <p>イ 雷こう、その他の起爆薬</p> <p>ロ 硝安爆薬</p> <p>ハ 塩素酸カリ爆薬</p> <p>ニ カーリット</p> <p>ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬</p> <p>ヘ 硝酸エステル</p> <p>ト ダイナマイト類</p> <p>チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品</p> <p>雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付装薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p>	<p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造りとも の重量が1キログラム以内のもの</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火する おそれのない容器に収納した銃用 雷管又は銃用雷管付薬きょうで 400個以内のもの</p> <p>(3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯 又は薬ごうにそう入し、又は振動、 衝撃等によって発火するおそれの ない容器に収納した数量200個以 内(競技用の口径0.22インチ以内 のライフル銃用実包又は拳銃用実 包にあっては800個以内)のもの</p>
2	高 圧 ガ ス	<p>(1) 圧縮ガス</p> <p>アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品</p> <p>(2) 液化ガス</p> <p>液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化</p>	<p>中身が漏れることを防ぐための適 当な方法で保護してあるものに限る</p> <p>(1) 医療用又は携帯用酸素容器に封 入した酸素ガスで2本以内のもの</p> <p>(2) 消火器内に封入した炭酸ガスで 2本以内のもの</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等 で通常購入可能な高圧ガスを含む 製品で、2リットル以内のもの又は 容器・荷造とも重量が2キログ ラム以内のもの</p>

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができる)
	プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン-12、フロン-22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品		
3	マッチと軽火工品	<p>(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ</p> <p>(2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒、その他の軽火工品</p>	<p>(1) 安全マッチで容器・荷造りとも重量が3キログラム以内のもの</p> <p>(2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造りとも重量が3キログラム以内のもの</p> <p>(3) がん具煙火・競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造りとも重量が1キログラム以内のもの</p> <p>(4) 信号えん管及び信号火せん実重量が500グラム以内のもの</p> <p>(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造りとも重量が3キログラム以内のもの</p>
4	油紙、油布類	<p>(1) 油紙、油布とその製品</p> <p>(2) 擬ウールじゅうとその製品</p> <p>(3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維</p>	容器・荷造りとも重量が5キログラム以内のもの
5	可燃性液体	<p>(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、</p>	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとも重量が2キログラム以内のもの</p> <p>但し、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る</p>

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができる)
		プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルプロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゼール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）	
6	可燃性 固 体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のもの
7	吸 湿 発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイト（炭酸カルシウム）	飛散した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
8	酸 類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）、 沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	(1) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの
9	酸化腐 しよく 剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩	(1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができる)
		化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	(2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製剤で、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの
10	揮散性 毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	(1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの
11	放射性 物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12	セルロ イド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で実重量が300グラム以内のもの
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの (2) 拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造り等の重量は含まない。

別表第2号

貴重品

- (1) 貨幣・紙幣及び銀行券
- (2) 印紙及び郵便切手
- (3) 公債証券・大蔵省証券・株券・手形・債券・商品券その他の有価証券（当せん金付証票法（昭和23年法律第114号）に基づいて発行した宝くじ等の未抽せん証票を含む。）
- (4) 金・銀・白金その他の貴金属及びその製品
- (5) イリジウム・タングステンその他のまれな金属及びその製品
- (6) 金剛石・紅玉・緑柱石・その他の宝玉石及びその製品
- (7) こはく・真珠・さんご・象げ・べつ甲及びその製品
- (8) 美術品及び骨とう品
- (9) 容器・荷造りを加え1キログラムの価格が40,000円の割合を越える物品。但し、動物を除く。
- (10) 貴重品と貴重品でない物品を混じた場合において、容器・荷造りを加え1キログラムの価格が40,000円の割合を越えるときは、これを貴重品とする。

別表3 定期乗車券の発売制限（第56条の3）

当社線内相互間（鶴橋～天王寺経由を含む）

発売範囲	発売することができない場合
当社線内相互間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の条件に該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発着駅が同じ駅となるもの。（0の字） (2) 発駅から着駅までの経路上（両端を除く）に発駅または着駅を含むもの。（6の字） 2. 以下の条件のうち2つ以上に該当するもの。但し、(3)及び(4)の2つに該当するものは除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 徒歩連絡（安堂・柏原南口） (2) 徒歩連絡（堅下・柏原） (3) 徒歩連絡（王寺・新王寺） (4) 徒歩連絡（田原本・西田原本） 3. 上記2(1)又は(2)を含み、かつ、以下の条件に該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「難波線」「奈良線」「京都線」「生駒線」「天理線」「橿原線」「けいはんな線」「生駒鋼索線」「信貴線」「西信貴鋼索線」「大阪線」「山田線」「鳥羽線」「志摩線」「名古屋線」「鈴鹿線」「湯の山線」のいずれかの駅（橿原神宮前駅を除く）が発着駅の両方となるもの。 (2) 「南大阪線」「長野線」「御所線」「道明寺線」「吉野線」のいずれかの駅が発着駅の両方となるもの。